

愛知県栄養塩管理検討会議設置要領

(目的)

第1条 2022年度から2年間実施される水質保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験（以下「社会実験」）の結果を検証するとともに、漁業生産に必要な栄養塩管理のあり方を検討するため、愛知県栄養塩管理検討会議（以下「検討会議」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項について協議する。

- (1) 社会実験の結果の検証に関すること。
- (2) 伊勢湾・三河湾の栄養塩管理のあり方に関すること。
- (3) その他栄養塩管理に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は別表に掲げる委員並びに特別委員をもって構成する。学識経験者を除く委員並びに特別委員については当該機関等から選出された者とする。

2 特別委員は、検討会議において検討項目に関する助言又は協力を行うものとする。

(任期)

第4条 別表に掲げる学識経験者の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 検討会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

(検討会議)

第6条 検討会議は、農業水産局長の招集により開催することとする。

- 2 検討会議の議長は、座長が務めるものとする。
- 3 学識経験者の委員については、検討会議への代理出席はできない。
- 4 座長が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 検討会議は公開とする。ただし、検討会議において次の各号のいずれかに該当する事由により公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議録)

第8条 検討会議の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、座長が指名した2名の委員が署名し、5年間保存するものとする。

2 前項の規定により作成された会議録は、第7条の規定により非公開とした事項に該当するものを除き、公表するものとする。

(会議の特例)

第9条 座長が緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない理由がある場合には、構成員に議事の概要を記載した書面を送付し、その意見を徴し又は賛否を問うことにより検討会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、愛知県農業水産局水産課において処理する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は検討会議で定める。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行する。

区 分		構成員	備 考	
学 識 経 験 者				
関 係 団 体		愛知県漁業協同組合連合会	漁業関係者	
行 政	県 関 係	環 境 局	水大気環境課	
		農 業 水 産 局	水産課	
			水産試験場	
	建 設 局	下水道課		
	市 町 村	豊橋市		
		西尾市		
		田原市		
		南知多町		

特別委員

行 政	国関係機関	環境省	
		水産庁	
		中部地方整備局	